

1章 ノンステップバスの行政的位置づけ

ノンステップバスは超低床構造であるため、子供から高齢者、そして障がい者、妊婦、ベビーカー利用者等、様々な人々のスムーズな乗降を可能としており、我が国では乗客にやさしいバスであるノンステップバスの導入を推進している。

導入の経緯をみると、平成 9 年に国産のノンステップバスが初めて導入されて以来、交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)を平成 12 年 11 月 15 日に施行し、同法に基づく基本方針(バリアフリー化整備目標)を定め、ノンステップバスの普及を推進してきた。

その後、標準仕様ノンステップバス認定制度(平成 15 年 12 月 26 日付国自技第 211 号)を創設し、車両仕様の統一を進め、平成 18 年 12 月 20 日にはバリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)を施行し、新たな整備目標である基本方針を制定した。

当該基本方針の期限は平成 22 年末であり(一部平成 27 年末)、引き続き取り組みが必要であることから、平成 23 年 3 月 31 日に基本方針の改正を行い、平成 32 年度末を期限とした、より高い水準の目標を掲げ、導入促進に向けて取り組んでいる。

<<ノンステップバス導入促進に向けた取り組み>>

1. 交通バリアフリー法(平成 12 年法律第 68 号:平成 12 年 11 月 15 日施行)

- ・交通のバリアフリー化施策を総合的に講じることが必要であることから本法を制定した。
- ・本法により、乗合バスに車いすスペースを設けることや床面の地上面からの高さを 65 cm 以下(ノンステップバス又はワンステップバス)とする等、移動円滑化基準への適合が義務付けられた。
- ・本法第 3 条では移動円滑化促進に関する基本方針を定めることとし、旅客施設や車両等のバリアフリー化の具体的な整備目標を設けている。

移動円滑化の促進に関する基本方針【乗合バス】抜粋(平成 12 年 11 月 15 日告示)

種別	基本方針の目標
低床バス	原則として、10～15 年で低床化された車両に代替
ノンステップバス	平成 22 年末までにバス車両総数の 20～25%をノンステップバスとする

2. 標準仕様ノンステップバス認定制度(平成 15 年 12 月 26 日付国自技第 211 号)

- ・本制度創設の背景として、バスメーカーごとに仕様異なる在来型のノンステップバスでは製造コストが高くつくことや、利用者の意見が十分に反映されたバリアフリー化が進んだ利便性の高いバスの導入を求める声が大きくなってきたことがある。
- ・これらの背景を踏まえ、車両仕様の標準化による製造コストの低減化や、ノンステップバスのユニバーサルデザイン化も目指して当該認定制度が創設された。
- ・国土交通省では本制度による認定を受けたノンステップバスに対して補助金を交付することとした。
一部改正:平成 18 年 3 月 10 日付国自技第 254 号(主な改正として、乗降口の開口幅を 90 cm 以上とすること、乗降時のステップ高さを 27 cm 以下にすること等、さらなる乗客の利便性に配慮した。)

3. バリアフリー法（平成 18 年法律第 91 号：平成 18 年 12 月 20 日施行）

- ・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と交通バリアフリー法を統合・拡充し、ハードとソフト面から一体的にバリアフリー施策を促進するために本法を制定した。
- ・本法第 3 条第 1 項では移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定め、各施設等のバリアフリー化の整備目標を明確にした。（下記）
- ・なお、当該基本方針の達成期限は平成 22 年末とされたが（一部平成 27 年末）、一部目標が未達成のままとなったことから引き続き取り組んでいくこととなり、平成 23 年 3 月 31 日に基本方針の一部改正を行い、平成 32 年度末を目標達成の期限とするとともに、より高い水準の目標を新たに設けた。
（下記 参照）

移動等円滑化の促進に関する基本方針〔乗合バス〕抜粋

平成 22 年末までの乗合バスのバリアフリー化の設定目標（平成 18 年 12 月 15 日告示）

種 別	基本方針の目標	目標期限
低床バス	100%	平成 27 年末
ノンステップバス	30%	平成 22 年末

平成 23 年以降の新たなバリアフリー化の設定目標（平成 23 年 3 月 31 日改正）

種 別	基本方針の目標	目標期限
低床バス	100%	平成 27 年末 継続
ノンステップバス	70%	平成 32 年度末

【用語解説】低床バス、ノンステップバスの定義

種 別	定 義
低床バス	バス床面の地上面からの高さが 65 cm 以下であって、スロープ板及び車いすスペースを各 1 以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅が 80 cm 以上であること等、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合するバスをいう。（ワンステップバス、ノンステップバスの総称）
ノンステップバス	低床バスのうち、床面の地上面からの高さが概ね 30 cm 以下であるバス。

国土交通省報道発表（自動車交通関係移動等円滑化実績等）資料より一部抜粋

低床バス（移動等円滑化基準適合バス）に関する法令上の規定は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（第 36 条～43 条）及び「移動等円滑化のために必要なバス車両の構造及び設備に関する細目を定める告示」を参照。

ノンステップバスに関する法令上の規定はない。国土交通省で発表している移動等円滑化実績等では、上記に該当する車両をノンステップバスとしてカウントしている。